

# 鹿 児 島 県 公 報

平成27年10月27日（火）第3157号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定 (森林経営課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除（2件） (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件） (水産振興課取扱い) 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 5

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

## 告 示

### 鹿児島県告示第942号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
27-1	平成27年11月2日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内椋段3541番1	2,354本 0.7848ヘクタール	砂田菜希 日置市伊集院町郡1-57-101
27-2	平成27年11月2日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内椋段3541番3	1,056本 0.3521ヘクタール	砂田菜希 日置市伊集院町郡1-57-101
27-3	平成27年11月2日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内椋段3541番5	1,612本 0.5375ヘクタール	砂田菜希 日置市伊集院町郡1-57-101
27-4	平成27年11月2日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内川頭3233番6	1,118本 0.3728ヘクタール	立山眞理 東京都渋谷区上原2-42-

27-5	平成27年 11月2日	普通母樹 林	すぎ	曾於市大隅町中 之内川頭3235番 1	168本 0.0560ヘク タール	8-201 立山眞理 東京都渋谷区 上原2-42- 8-201
27-6	平成27年 11月2日	普通母樹 林	すぎ	曾於市大隅町中 之内川頭3236番 1	3,428本 1.1427ヘク タール	立山眞理 東京都渋谷区 上原2-42- 8-201

**鹿児島県告示第943号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
大島郡瀬戸内町大字蘇刈字屋ノ畑187番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第944号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鹿児島市岡之原町1996番8，1996番9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第945号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
聖園訪問介護事業所	阿久根市西目5820番地	社会福祉法人善き牧者会	鹿児島市西谷山一丁目1番15号	頭島 光	平成27年9月30日	訪問介護
機能訓練特化型デイサービス結	伊佐市大口上町14番地12	合同会社イノベーションカンパ	伊佐市大口上町14番地12	緒方 大地	平成27年10月30日	通所介護

の杜		ニー				
----	--	----	--	--	--	--

## 鹿児島県告示第946号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ホームヘルプ敬和の郷	南九州市知覧町郡6003番地1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町郡9047番地1	松久保秀徳	平成27年10月1日	訪問介護
デイサービス友和の和	始良市脇元703番地1	株式会社のどか・和	始良市脇元688番地4	秋丸 和子	平成27年10月12日	通所介護

## 鹿児島県告示第947号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生き活きサポートキット居宅介護支援事業所	南さつま市加世田ハーモニー15-1	株式会社キット	南さつま市加世田ハーモニー15-1	本坊 佳彦	平成27年10月1日	居宅介護支援
介護相談所そよかぜ	始良市東餅田154番地4	有限会社ケアサービス研究所	始良市大山字小坂元69番	柳川ケイ子	平成27年10月1日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第948号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
聖園訪問介護事業所	阿久根市西目5820番地	社会福祉法人善き牧者会	鹿児島市西谷山一丁目1番15号	頭島 光	平成27年9月30日	介護予防訪問介護
機能訓練特化型デイサービス結の杜	伊佐市大口上町14番地12	合同会社イノベーション	伊佐市大口上町14番地12	緒方 大地	平成27年10月30日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第949号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ホームヘルプ敬 和の郷	南九州市知覧町 郡6003番地1	社会福祉法人敬 和会	南九州市知覧町 郡9047番地1	松久保秀徳	平成27年 10月1日	介護予防 訪問介護
デイサービス友 の和	始良市脇元703 番地1	株式会社のどか ・和	始良市脇元688 番地4	秋丸 和子	平成27年 10月12日	介護予防 通所介護

**鹿児島県告示第950号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年10月27日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表喜界町区域（喜界島漁業協同組合の地区）の項を削る。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
喜界町区域 （喜界島漁業協同組合の地区）	(1) 主として一本釣り漁業を営む漁業、主としてひき縄漁業を営む漁業及び主として旗流し漁業を営む漁業 (2) 主として潜水漁業を営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

**鹿児島県告示第951号**

阿久根市波留6244番地52 倉津千晴及び阿久根市波留6526番地46 倉津澄孝からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市折口区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により機船底びき網漁業及び棒受網漁業を併せて営む漁業又は総トン数10トン未満の漁船により主として機船底びき網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網漁業を営む漁業を併せて営む漁業

**鹿児島県告示第952号**

肝属郡南大隅町佐多馬籠932番地6 山野一三及び肝属郡南大隅町佐多馬籠884番地4 田中貢からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 南大隅町佐多岬区域（肝属郡南大隅町佐多馬籠（片之坂を除く。）、佐多郡及び佐

多辺塚の地区)

2 区分 主として小型合併漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第953号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備祁答院地区宇都換地区の換地計画に係る換地処分を、平成27年6月1日に行った。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第954号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大崎町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成27年10月7日から平成28年3月25日まで
- 3 作業の地域 大崎町持留地内

**公安委員会告示**

**鹿児島県公安委員会告示第109号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年10月27日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRアニマルパラダイスZCB	株式会社三洋物産	5P0827
ぱちんこ遊技機	CRギンギラパラダイス3YME	株式会社三洋物産	5P0893
ぱちんこ遊技機	CRクジラッキーYSA	株式会社サンスリー	5P0759